

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 450 号）

〔警察行政文書不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和 7 年 7 月 4 日）

第一 審査会の結論

大阪府警察本部長が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求の経緯

- 1 令和 5 年 2 月 23 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、次の内容について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（本件請求の内容）
（1）〇〇が、府に賠償を求めた訴訟について、府警の違法を認定して府に賠償を命じた〇〇が確定することに伴い、監察室が発表したコメント全文
（2）上記（1）を発表するために府警内で伺った決裁文書
- 2 令和 5 年 3 月 8 日、実施機関は、「本件公開請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため管理していない。」との理由を付して、条例第 13 条第 2 項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い審査請求人に通知した。
- 3 令和 5 年 3 月 14 日付で、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査会から「開示すべき」との答申を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張は、次のとおりである。
当該請求文書は存在しているはずである。不存在による非公開決定は、違法かつ不当であると思料する。よって審査をしていただき、審査会から、「開示すべき」との答申を求めるものである。
- 2 反論書における主張は、概ね次のとおりである。
（1）反論の趣旨
本件審査請求対象文書について、不存在とは到底考えられず、存在すると思料するので、「不存在による非公開決定」の処分の取り消し、「開示すべき」との答申を求めるものである。
（2）反論理由

実施機関は、本件審査請求対象文書について、不存在と主張する。しかし警察組織としての意思表示であるコメントを外部に発出する場合、通常はしかるべき決裁を行い、決裁権者の承認を得たのちに、文書として報道機関等に発表するのが一般的な手順であろう。

事実今回の判決確定において、〇〇新聞の記事では、「府警の〇〇監察室長は「判決を厳粛に受け止め、適性捜査に努める」とのコメントを出した。」とある。その他の新聞社の記事でも、同様の内容が記載されている。ということは、元となるコメント文書を作成し、その文書を、送信または配布、場合によっては直接口頭で、報道機関等に発出していることが強く推認できる。

また可能性としては低いですが、監察室長がその場の思い付きのみで記者たちに直接話したとしても、話した内容は、記録として残すのが組織管理として常識であろう。

なお、今回の件とは別になるが、先日の〇〇課の〇〇に関して、関連する行政文書を〇〇課に同様に公開請求したところ、〇〇課の方は行政文書が存在し、部分公開決定の通知が審査請求人の自宅に届いた。公開文書の中には、報道メモも含まれていた。同じ大阪府警の組織内で同様の文書の公表手続が異なるというのも奇異である。

情報公開審査会におかれましては、徹底的な調査をしていただき、府警の矛盾を追求し、〇〇さんの人生を滅茶苦茶にした〇〇と同様に、府警が犯した過ちを暴露していただくことを、切に要望いたします。

(3) 結論

以上申し上げたとおり、実施機関が主張する、請求文書の不存在は到底考えられず、存在するはずであるから、原処分は、違法かつ不当なものである。

よって、この本件審査請求を容認し、原処分を取り消し、「監察室が発表したコメント文書および決裁文書を公表すべき」との答申を求めるものである。

第五 諮問機関の主張要旨

諮問機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が令和5年3月14日付けで提起した、条例第13条第2項の規定に基づく実施機関の本件決定処分に対する本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る本件決定は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

1 弁明書による主張は、次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

(2) 本件決定の理由

ア 本件決定の妥当性

本件請求は、前記第二の1の(1)記載の裁判の確定に伴い、監察室長が報道機関に対して答えた内容について作成した行政文書及び当該行政文書の決裁に係る行政文書の公開請求と思料されるところ、実施機関においては、当該行政文書をいずれも作成しておら

ず管理していないことから、実施機関は審査請求人に対し本件処分を行ったものである。
イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、当該請求文書は存在しているはずである、不存在による非公開決定は、違法かつ不当であると思料するなど主張するが、実施機関が本件請求に係る行政文書を管理していないことは前記アに記載のとおりであるから、審査請求人の主張は認められない。

ウ 結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明による主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 報道機関に対し、実施機関からコメントを発するまでの手続は、対象事案の内容などによって異なるため、組織的な意思決定のプロセスに関して一概に説明は出来ない。
- (2) 本件におけるコメントについては、実施機関から発表したものではなく、監察室長が個別に報道機関の取材を受けてコメントしたものであるため事前にコメント案を作成することなく、発言記録も残していない。
- (3) 審査請求人が反論書において主張する過去の公開請求に係る行政文書については、実施機関として報道機関に対し発表していることから、報道メモ等を作成し、各報道機関へ提供したものであって、本件には当てはまらない。
- (4) 以上のことから本件審査請求に係る行政文書にあっては、作成及び管理をしていないため、不存在非公開の決定を行った。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件請求に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、警察組織としての意思表示であるコメントを外部に発出する場合、通常はしかるべき決裁を行い、決裁権者の承認を得たのちに、文書として報道機関等に発表するのが一般的な手順であり、話した内容は記録として残すのが組織管理として常識である旨、また、別の行政文書公開請求の公開対象には、報道メモも含まれており、同じ大阪府警の組織内で同様の文書の公表手続が異なるというのも奇異である旨主張するため、以下検討する。

(2) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、同じ実施機関内において報道機関への公表手続が異なるのは奇異である旨主張するが、本件は、報道機関による監察室長への直接取材に対し、同室長が個別にコメントしたもので、実施機関から報道機関に対し発表したものではない。したがって、実施機関から報道機関に発表する方法とは手続が異なっているともしも不合理とはいえない。

実施機関によると、報道機関による個別取材について、事前にコメント案は作成しておらず、その発言内容の記録も残していないとのことである。

実施機関によると、報道機関にコメントを発表するプロセスは事案によって異なるとのことであるが、本件については、その経緯からしても事前に決裁を行ってコメント案を準備していたとは考えにくく、実施機関の説明にも不自然な点は見当たらず、本件請求にかかる行政文書については、作成又は取得していないため管理していないとして本件決定を行ったことは不合理であるとはいえない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子